

第43回全国大会 大会宣言

一般廃棄物の処理は、市町村がその責任において自ら実施すべき事業である。

そのうえ廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられてはおらず、一般廃棄物処理計画に基づく市町村長の許可により、需給状況の調整が図られる仕組みが設けられている。

我々は一致団結して、一般廃棄物処理計画を完全実施することをここに宣言する。

平成29年10月28日

全国環境整備事業協同組合連合会
第43回全国大会